

総合評価落札方式（工事） 令和8年4月1日の改正概要

1 総合評価落札方式の取扱い【変更あり】

（1）適用範囲

緊急的な工事着手が必要な工事^(※1)等を除き、原則として次に定める建設工事に係る請負契約を締結する場合に適用する。

- 一般競争入札（制限付きを含む）により発注する工事
- 指名競争入札により発注しようとする1千万円以上の工事で、総合評価落札方式によることが望ましい工事^(※2)

(※1) 「緊急的な工事着手が必要な工事」とは、次の場合等とする。

- i. 災害復旧工事等緊急に着手することを要する場合
- ii. 工期に余裕がなく、総合評価落札方式で実施した場合には事業の完成に支障をきたす場合

(※2) 「望ましい工事」とは、次の場合等とする。

- i. くじ引きが予想される工事
- ii. より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある工事
- iii. 地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

（2）型式選定の目安

ア〔地域貢献担い手確保型〕（試行）

企業の地域貢献度・精通度及び担い手育成・確保の取組を主に評価するもの。

- ・ 概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・ 概ね1.2億円未満の工事で地域の守り手の確保・担い手の育成にふさわしい工事

イ〔技術者実績型〕

技術者の能力を特に重視して評価するもの。

- ・ 概ね1.2億円未満の工事でくじ引きが予想される工事
- ・ 概ね1.2億円未満の工事で、技術者の能力を特に求める工事に優先的に適用
- ・ 概ね3億円未満の工事で、技術的工夫の余地が小さい工事（電気通信工事、機械設備工事等で機器類の製作費が大部分を占めるものなどに限定）

ウ〔施工計画確認型〕

実績等の評価に加え、発注者が示す仕様に基づき、現場の特性等を理解して確実に施工を行う能力を簡易な施工計画で確認・評価するもの。

- ・ 概ね3億円未満の工事で、同種工事の実績を有するなど、より品質の高い施工を行う企業を選定する必要がある場合は施工計画確認型を優先的に適用
- ・ 概ね3億円以上の工事で、技術的工夫の余地が小さい工事

エ〔技術評価型〕

実績等の評価に加え、特定の課題を設定して発注者が示す仕様（標準案）より優れた施工方法に係る技術提案を評価するもの。

- ・ 技術的工夫の余地が大きい工事
- ・ 概ね3億円以上の工事は、技術評価型を優先的に適用

※ 型式の選定に当たっては、技術的工夫の余地の大小、施工上配慮すべき事項、安全管理に留意すべき事項等を考慮して決定する。



2 評価項目と配点【変更なし】

評価項目		地域貢献 担い手確保型	技術者 実績型	施工計画 確認型	技術評価型
企業の技術力	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	工事成績	1.0	1.0	5.0	5.0
	優良工事表彰等	—	—	0.5	0.5
	登録基幹技能者の活用	—	—	0.5	0.5
配置予定技術者の能力	技術者の能力	—	1.0	0.5	0.5
	同種工事の実績	—	—	0.5	0.5
	優秀技術者表彰等	—	1.0	0.5	0.5
	継続教育(CPD)の取組状況	—	1.0	0.5	0.5
	工事成績	—	3.0	—	—
地域貢献度・精通度	Made in 新潟新技術の活用	—	—	0.5	0.5
	災害時における活動実績等	1.0	0.5	1.0	1.0
	維持管理実績	2.0	1.0	2.0	1.0
	実働拠点	2.0	1.0	2.0	2.0
	地域調達	1.0	0.5	2.0	2.0
担い手育成・確保	若手技術者の配置	1.0	—	0.5	0.5
	WLBの推進	1.0	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の取組(※)	0.5	—	0.5	0.5
	ICT活用工事の実績	0.5	—	0.5	0.5
簡易な施工計画	—	—	8.0	—	
技術提案	—	—	—	16.0	
計		10.0	10.0	26.0	33.0

(※) 評価項目「ICT活用工事の取組」は、ICT活用工事(受注者希望型)で発注する場合に評価対象とする。

3 主な改正内容

(1) 技術者実績型の適用範囲の拡大について

これまで、予定価格が1.2億円を超える工事は、「施工計画確認型」や「技術評価型」を適用していたが、アンケート調査の結果等を踏まえ、技術的工夫の余地が小さい工事に限り、概ね3億円未満まで「技術者実績型」の適用範囲を拡大する。なお、「技術的工夫の余地が小さい工事」とは、電気通信工事、機械設備工事等で機器類の製作費が大部分を占めるものなどを指す。

(2) ICT活用に関する技術提案の取扱いについて

ICT活用工事のさらなる普及促進を図るため、技術提案等におけるICTに関する提案を評価の対象とする。なお、評価時の取扱いについては、P3-22の留意事項を参照すること。

(3) 評価項目「災害時における活動実績等」の評価対象を追加

「家畜伝染病まん延防止に係る防疫作業」は、緊急性が高く地域貢献に資する活動であることから、評価の対象とする。

(4) 評価項目「WLB（ワークライフバランス）の推進」を評価対象から削除

「ハッピー・パートナー企業登録制度」は令和8年3月31日をもって制度が廃止されることから、評価の対象から削除する。